

なでか報

—— 発行所 ——

嘉手納村役場

電話 098976-2001・2628

編集

企画経済課 広報係



(お母さんの真心こもった弁当「あゝおいちい」)

かぜかおるさつき晴れの五月二日屋良小学校(校長喜世川可精)の楽しい遠足がありました。入学間もない一年生四クラスはお母さんの真心こもった弁当をもって新しいクラスメートと手に手をとって、ここ野国総官宮境内までやってきました。

平日の教室でのおカタイ勉強から開放されてどの顔も晴れやかでのびのびとしていてはしやぎまわっておりました。

3月の人口

区名	世帯数	男子	女子	計
東区	583	1,355	1,337	2,692
上区	476	986	1,066	2,052
中区	439	982	1,022	2,004
北区	549	1,166	1,151	2,317
南区	622	1,176	1,310	2,486
西区	664	1,437	1,361	2,798
外人	34	36	28	64
計	3,367	7,138	7,275	14,413

村道の整備、舗装と駐車場用地の確保で

——快適な村民生活——

古謝村長 昭和49年度予算編成方針発表

軍用地の解放と

基地被害の排除にも努力

古謝村長は、三月十一日第十五回定例議会の冒頭で昭和四十九年度予算編成方針を発表いたしました。

その中で古謝村長は、◎村民居住地域の再検討と拡大、◎軍用地の解放と基地被害の排除、◎返還合意された久得地域の利用計画の樹立、◎戦後処理の問題として土地喪失者や対米請求権放棄に伴う被害者の救済、◎合併作業に最大の努力、◎村道の整備、舗装と青空駐車一掃のための駐車場用地の確保、◎教育施設の充実、◎県企業局が実施している嘉手納基地への給水の村移管などの重点項目について強調、更に新しい施策としておおよそ九項目について明らかにしました。



古謝村長

昭和四十九年度の予算案を提案するにあたり、これからの一年間村長として私が執行しようとする基本的施策を申しのべ、併せて主だった実施項目の概要についてご説明申し上げたいと存じます。

当村において、村民に快適な生活と生甲斐あふれる生活を保

障していくためには、村民居住地域の再検討と拡大を図り、併せて村民生活に大きな不安を与えている基地被害の排除が目下の急務であることは何人も肯定するところであります。

当村は、面積僅か二、二六平方キロの中に一万四千余人の村民が雑居し、戦後の混乱期における避難地形的形態そのままを踏襲してきたため街並みは雑然として足の踏み場もないと表現しても決して過言ではない位、密集と混雑を余儀なくされております。これに加えて、最近の車両の増加に伴い、車は村道に溢れ、交通も混雑し、一端災害

が発生すれば、その鎮圧に大きな支障となることは歴然としております。

更に、その上に連日連夜の航空機騒音は、村民の心を益々不安と不快の中に突き落す要因となっております。

私は、就任以来、村民に快適な生活と生甲斐あふれる生活の保障を前提にして、当村を如何なる面に指向させるかに腐心して参りましたが、幸いにして、昨年以來地域創造研究所に委託してありました「嘉手納村開発基本構想調査報告書」がその完了をみており、この報告書を土台にして、村議会や村内各関係機関と連繫を密にしつつ速やかにこれからの嘉手納村地域の役割を明確にしていきたいと思うのであります。今年度は、このような考えを前提としながら、先ず昨年から政府へ要請しております、軍用地の解放についても継続して努力を払う所存であります。去る一月三十日の日米安全保障協議委員会第十五回会合の結果は、私達村民の期待を大きく裏切り、僅かに久得地域の一部返還にとどまったのみならずP13の嘉手納基地移転等、村民の希求を無視した行為は誠に遺憾であります。

私は、日米政府の取ったこの

措置に対して強い不満を示すと共に可及的速やかに私達村民の要求に沿って善処されるよう軍用地の解放と基地被害の排除に努力していく所存であります。

尚、返還合意された久得地域につきましては、速やかに、その地域の利用計画を樹立すると共に、その開発経費についても国と当村の役割を明確にして、何時解放されても対応できる措置を講じていきたいと思っております。

戦後も二十九年近くを経過しておりますが、沖縄においては今なお不発弾等による被害が続出してあります。しかしながらこの戦後処理の問題は、ひとり不発弾の処理のみならず軍用地内土地の再測量や土地喪失者の救済、あるいは、対米請求権放棄に伴う被害者への救済、旧日本軍に接収された飛行場用地の返還及び村道潰地の補償問題等遅々としてその処理が進んでおりませんが、これらの問題についても可及的速やかに処理されるよう努力を続けていく所存であります。

さて、多年の懸案でありましたお隣り読谷村との合併問題も正式に去る一月から両村合併協議会が発足し愈々合併の時期を来る九月一日において合併作業を進めることになりました。今

更合併の必要性を説くまでもないことではありますが、合併は地域対地域の損得を前提とするものではなく、あくまでも無限に拡大する住民側の要求に対処していくための行政側の姿勢として、受けとめていかなければならず、宅地難をかこっている

当村側の住民が、その行政の相違をのりこえて多数の人達が読谷側に移転している現実を直視した場合、速やかに合併を達成させ、読谷、嘉手納両地域を同一の場として、その発展を期さなければならぬことを痛感するものであります。従って、合併の時期である九月一日を目標に合併作業に最大の努力を払う所存であります。

当村にとって今年最大の課題は何んといつても合併であることと変わりはありませんが、市町村行政は一日たりとも空白があつてはならず、合併のぎりぎりまで両村はその各々の立場において、行政を処理し、事業を行うことは当然でありまして、前述した項目に努力しながら下水道工事によって損壊され、村民の不評をかってゐる村道の整備及び舗装と、青空駐車一掃のための駐車場用地の確保と整備を今年度の二大柱にして事業を遂行し、村民の快適な生活確保の

一部に寄与したい所存であります。

教育行政面については、村内三校ともその基本施設である校舎の改善については、すでに工事の進捗を見ており、今年度における嘉手納小学校校舎の改築改造によって、殆んど基本施設は完了することになりますので、次年度の事業に備えて、嘉手納中学校及び嘉手納小学校の水泳プール建設用地の選定確保にあたつていく所存であります。

村上水道事業につきましては去る一月一日をきして、村民居住地域全域への給水が完了しておりますが、復帰に伴う制度の適用により、市町村に所属する地域内の給水については、その市町村が給水するのが建前であり、従つて現在県企業局が施行している嘉手納基地への給水も当村に所属する地域については当村が給水すべきでありますので、可及的速やかにこれが実施されるよう努力し、水道料金の公平な負担と安定を図つていきたいと考えております。

以上重点項目について申しのべ以下特に前年度と相違した事項を概要ご説明申し上げたいと思ひます。

一、土地開発基金の設置について

地価の高騰は今や大きな社会問題にまで発展してまいりましたが、特に本村の如きは軍事基地によつて膨大な土地が接収され、必然的にそのしわよせはことごとく村民の上にのしかかり、村民の生活及び活動の場である居住地域は狭隘のうえに過密の度合が高く宅地開発も限界にきて、最早住宅の用に供する土地の取得さえ困難の実情下にあります。そのなかにおいて村が村民福祉に必要な最小必要限度の公共用地を取得しようとするにいたつてはより一層の困難に直面してまいりましたことも事実でありました。ここで国においては、地価の高騰と土地利用の正常化を図る目的において、昭和四十七年に公有地の拡大の推進に関する法律を制定するにいたつたのであります。が、沖縄県においても、県下四十四の町村で土地開発公社を設立いたしました。法律の趣旨にそつて来たる四月一日から機能することになり、地域町村で必要な土地を公共用地として先行取得ができることになりましたので村といたしましては計画的に公有地が必要に應じて取得出来るために財政制度の確立を図る必要があり土地の取得

費に充てる財源措置として土地開発基金を設置いたしました。更に

一、財政調整基金の設置につきましては、

昨今物価の異常高騰は、村が執行する総ての公共事業にも多大な影響を与えております。特に都市計画事業として推進しております下水道工事や教育環境の整備事業として進めております。学校建設事業等の執行状況を見ましても入札の時点から予算額と入札値の差額が大きく不調に終るという経過を繰り返してあります。このことによつて当初予算でもつて計上いたしました予算額での事業遂行に困難をきたし年度中途で設計変更をやり、これに伴う予算を増額補正するというケースが殆んど慣例になりつつあり、このことによつて必要とする財源の捻出に四苦八苦しているのが実情であります。

二、保健衛生業務について

(1)生活の向上とあひまつてごみ量は増加し、その内容も年々多様化しております。これに対応する処理体制を確立するうえから現行の臨時採用制度を改善し、清掃業務の遂行に責任をもたせ、今後のごみ収束処理業

全な運営について

昭和四十八年一月一日に国民健康保険制度を実施し、村民の医療の確保と保健の向上に成果をあげつつありますが、本年度は、制度実施二年目に当りますので、趣旨の徹底と内容の充実に尚一層の努力を傾注する所存であります。

向、村民の国保への加入状況も加入対象者の九八パーセントが既に加入しており、僅か二パーセントの対象者が未加入となつておりますので本年度は対象者全員が加入し、等しく制度の恩恵が受けられるよう対処してまいります。

それとともに給付内容の改善も配慮いたしました本年度は助産費として現行の一万円を二万円に増額してあります。尚、高額療養費につきましても年度内に給付改善を行うようにその改善策を推進する所存で御座います。

務の充実を図るうえから現在の臨時人夫を職員として採用する方針で御座います

(2) ごみ終末処理場につきましては、本年度から現在読谷村が処理場として使用している場所を共同使用することと読谷村当局とも話し合いがついており、これに要する経費も両村折半で負担することと了解しておりますので四月一日からは読谷村のごみ終末処理場に本村のごみも搬入することになります。これによつて今まで長い間附近住民からの苦情が絶えなかつた村営のゴミ処理場も附近の環境整備、美化の一環として整地する必要がありますので客土をして整地する方針で御座います。

一、老人福祉対策について

戦後、医学の発達や食生活の向上等により、人間の平均寿命は著しく伸び、これに伴つて老人人口も年々増加の一途をたどり、人口構造の上に大きな社会問題を形成するにいたりましたが、老人に対する考え方が戦前とはまるで異なりややもすると老人を軽視する風潮さえ見られるようになっております。ところで今の老

年層は老後の生活設計をたてる重要な時期にあつておられる重要な犠牲になっており、したがつて経済的にも弱い立場においやられております。一方で家族制度の変動等にもよつて老人をとりまく状況はきびしいものがあり種々の社会問題をかもし出しているのが現状であります。老人福祉対策はいまや焦眉の問題であります。

特に本年度は老人の生き甲斐対策に重点をおき、立ち遅れてゐる老人クラブ活動を活発にして、何事にも消極的にないがちな老人層を少しでも勇気づけ、積極的に社会参加を呼びかけ、豊かな人生経験を広く社会に生かすような指導も必要であります。そのため老人層の良き相談役、そして老人クラブの世話を見る専従の職員を一人採用、配置して老人クラブ活動の手助けをさせる方針で御座います。

二、土木事業について

(1) 地域の環境整備事業の一環として数年来継続して施行しております下水道の建設工事は一方で道路維持管理面において支障をきたし路面の破損不整等により起因して地域住民に大変不自由

を与え御迷惑をおかけしてまいりましたが、本年度は、特に路面整備に重点をおき下水道工事が完成した路線の路面舗装を施工してまいります。

尚、計画しております舗装工事はアスファルト施工が道路延長にして二、〇二八米、道路面積が九、八七五平方メートル、アスファルト乳剤による施工が道路延長五、五六七米、道路面積により一九、三六五平方メートルであります。更に

(2) 都市計画事業における街路新設改良事業として本年度は、村道七二号線の新設工事と当該道路のアスファルト舗装を施工する計画であります。尚、

(3) 排水設備資金の貸付限度額をいままでの十万円を五万円引上げて十五万円に増額いたします。この措置は昨今の工事費並びに資材等の値上りに対処したものであります。

一、救急業務の充実強化について
救急業務量の増加に伴い、現在の消防職員定数では、消防本来の業務遂行に支障をきたすおそれがありますので、本年度に二人の増員を予定し緊

急事態に対応出来る体制を整えてまいります。

一、教育行政について

(1) 教育環境整備事業として、昭和四十八年度において、

屋良小学校の校舎防音改築工事並びに講堂兼屋内運動場の二期工事を始め嘉手納中学校の校舎防音改築工事が物価高騰による影響もあつて、相当長い期間の空白もあり工事執行が危ぶまれておりましたが年度終りにしてようやく建築工事が執行される運びにいたしました。

本年度の校舎建築事業としては、嘉手納小学校の校舎防音改築工事並びに改造工事を計画しており、この事業が完成することにより、村内小中学校の基本施設は全面的に整備され一応充実したことになりますので、今後は引続き設備、備品等の充実に配慮し、教育振興の面を推進してまいります

次に

(2) 幼稚園の教員採用について
現在屋良幼稚園が四学級、教員は四人嘉手納幼稚園は五学級で五人の教員定数になつておりますが、教員の都合で休暇をとる場合の代

替教員が確保されていないため園児教育に支障をきたしているのが実情であり本年度一人の補充教員を採用しまして園児教育の充実を図る所存であります。尚、補充教員として採用するものは屋良、嘉手納両幼稚園の教員が休んだ場合に園児の教育に当り、それ以外は教育委員会事務局において執行することになります。

(3) 社会教育事業について

社会教育事業の中の基本施設として前年度から推進してまいりました各区公民館の建築は、本年度は北区に建築する予定であります。公民館の構造は二階建コンクリートスラブ打込みにして一階に北区事務所、連合青年会事務所、体育協会の事務所、二階は会議室、図書室として利用させ地域の社会教育の場として活用する所存で御座います。北区公民館の建築によつて残る中区、南区公民館についても出来る限り早い機会に適當な敷地を確保すべく一層の努力をする所存であります。

(4) 小型バスの設置について
社会教育の場面や村内団体



の活動場面からしてこれまでに必要とされその購入を望む声もありましたので、本年度においてマイクロバスを一台購入する計画であります。バスは人員輸送が目的であり、人命の安全が強調されなければなりませんので、この専用運転手を一人採用いたしまして管理安全運転の任に当らせることにいたします。

一、そのほかにもこれまで継続して推進してまいりました村民福祉の向上に直結する事業や米軍基地の解放、爆音被害に対応する対政府折衝等の予算措置も配慮してあります。以上昭和四十九年度事業における重大事項の概要を申し上げますが、何卒各議員皆様方の御協力を切にお願い申し上げます。

昭和四十九年三月十一日
嘉手納村長 古謝得善

合併レポート 合併作業

九月一日に向けてフル回転

読谷、嘉手納両村の合併作業は一月一日に合併協議会がスタートしてから順調に進められております。

小委員会、協議会の活動も活発に行なわれ、これまでに四十件の合併基本事項が協議会に付され三十件が決定されております。

三月二十日の第二回合併協議会において合併の時期は九月一日と決定され

いよいよ合併作業は急ピッチで進められておりますが、これまでに決定された事項や作業日程についてご報告いたします。

合併協議会

決定事項

◎合併の基本方針



合併協議会開催中

針について

別項「読谷村・嘉手納村合併基本方針」とおり決定

◎合併の時期について

昭和四十九年九月一日を目標とする。

◎合併の形式について

◎合併の範囲について
読谷村、嘉手納村の全域とする。

◎新町名について

新町名については公募に付す。公募対象は読谷村、嘉手納村一円とし町名選定方法その他については、必要に応じ総務財政委員会で知識経験者を参考人として検討し、合併協議会で決定する。

◎本庁舎及び支所の位置について

本庁舎は将来現読谷村の伊良布地域以南に新設する。新庁舎建設までの暫定的な本庁・支所の位置については更に検討する。

◎新町の行政区について

新町の行政区については、合併後すみやかに地域に即した行政区を再編成する。

◎一般職の職員の身分の取扱いについて
合併の際現在に職する職員はすべて新町の職員として引継ぎ、勤務年数は通算する。なお、給与は現給を保証し、合併と同時に給与の格差是正を行う。

◎議会議員の身分の取扱いについて
市町村の合併の特例に関する法律第四条第一項第一号の

規定を適用し、昭和五十年八月三十一日まで引続き新町の議会議員として在任する。議員の定数は四十名とする。

◎議員の報酬及び費用弁償について
新町における議員の報酬及び費用弁償は両村の合併時における全額を比較し、額の高い方を適用する。

◎選挙管理委員の取扱いについて
合併後の議会において選挙管理委員が選挙されるまでの間、現に両村において選差管理委員である委員の互選により選挙管理委員を定める。定数を四人とする。

◎監査委員の取扱いについて
会計監査委員の定数を二人とし知識経験を有する者一人議会議員の中から一人を選任する。

◎固定資産評価員と固定資産評価審査委員の選任の調整について
① 固定資産評価員を一人とし新町発足後選任する。

② 固定資産評価審査委員は地方税法第四二三条第九項および第十項の規定に基づき選任されたもので、定数は六人とする。

◎行政区事務受託者の取扱いについて

合併時における事務受託者は各行政区における改選時まで新町における事務受託者となし現行の行政区に関する規則、規程を改正して適用する。

◎債務負担行為、継続事業の取扱いについて

現に両村に於いて実施中の

ものは引続き新町において実施する。

◎旅費に関する調整について

新町における一般職員の旅費については、両村の合併時における金額を比較し額の多い方を採用する。

◎手数料、使用料の調整について

新町における手数料、使用料については、両村の合併時における金額を調整し新しい

額を設定する。

建設経済関係

◎農業委員会の委員の任期および定数について

- 1 現在読谷村、嘉手納村の農業委員の任期は、合併特例法第五条第二項第一号の規定を適用し昭和五十年六月三十日までとし定数は三十三人とする。
- ① 選挙による委員 二十五人
- ② 議会の推薦による委員 五人

◎農業協同組合、農業共済会の理事選任による委員三人

2 昭和五十年六月三十日以降の農業委員の定数を三十三人とする。

- ① 選挙による委員 二十五人
- ② 議会の推薦による委員 五人
- ③ 農業協同組合、農業共済会の理事選任による委員 三人

◎下水道事業の取扱いについて

現在嘉手納村が施行している下水道事業は新町の事業として引継ぎ、合併後、条例規則を改正して適用する。

◎下水道料金収納事務委任の取扱いについて

下水道料金収納事務は引続き新町水道管理者に委任する

◎公営住宅の取扱について

嘉手納村営住宅は新町に引継ぎ、合併後、条例、規則を改正して適用する。

◎水道工事指定業者の調整について

現在両村で指定している指定店は合併の時点で指定更新するが指定期間は昭和五十年三月三十一日までとする。

◎文教厚生関係

◎教育委員会委員の定数及び任期について

委員については長の職務執行者が現在の両村の教育委員の中から選任し、選任につ

ては長の職務執行者に一任する。定数は五人とする。

なお、任期は新町長選挙後最初に招集される議会の会期末日まで在任する。

◎民生委員、児童委員の取扱いについて

- ① 合併後の民生委員、児童委員については、現在両村において任命されている人員については新町に引継ぎ、民生児童委員協議会の委員長の選出は、民生委員、児童委員、児童委員協議会に一任する。
- ② 民生委員推薦委員は七人をもって組織する。

◎通学区域について

通学区域は当分の間従来の区域とし、新町発足後、新都市計画、行政区編成、安全教育、地域住民の意志等を勘案して決定する。

◎火葬場の取扱について

現読谷村営火葬場は新町に引継ぎ、合併後条例、規則を改正して適用する。

◎尿処理について

新町発足と同時に沖繩環境衛生社と改めて委託契約を締結し海洋投棄処理を当分の間続行する。

なお、契約金額については委託契約時において調整する

読谷村・嘉手納村合併基本方針

読谷、嘉手納両村は合併を公平かつ円滑に成立させるため、合併に関する協議を下記方針のもとに進めるものとする。

記

- 1 合併は、両村全域の将来の発展と住民の福祉を基調とし、かつ、その福祉は、地域的にまた各業態を通じて相互に均衡を保って増進し、しかも新町住民の調和が保たれるよう配慮するものとする。
- 2 合併にあたっては、両村住民の意志を尊重し、生活上重大かつ急激な変化、ま

- たは影響を及ぼすことがないよう行財政上必要な措置をとるものとする。
- 3 合併の態様は、読谷村嘉手納村がそれぞれ対等の立場にたつたいわゆる合体合併（対等合併）とする。
- 4 合併の時期については、目標を昭和四十九年九月一日とする。
- 5 両村は、合併が成立するまでの間、その行政を執行するにあたっては、合併協議に支障をきたさないよう配慮し、合併を前提とした不当な財産処分、行政措置がなされないよう留意するものとする。

- 6 新町建設計画の策定にあたっては、町民の福祉の向上と経済開発が調和するよう特に留意するとともに、上位計画としての沖繩振興開発計画をはじめとする各種広域計画との有機的な連携のもとに、地域のもつ特性を活かし、その生産性の向上と町民の所得、生活および文化の水準を高めるための産業基盤の整備と生活環境の改善を、その策定の基本とする。
- 7 両村の合併協議ならびに新町建設計画の策定にあたっては、大衆的見地に立つて信義と誠実を旨とし、相互譲の精神をもって問題の処理にあたるものとする。

合併村・嘉手納村合併
目標と作業日程

県定例議会
村定例議会
村定例議会
昭和49年
村定例議会

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
合併準備作業	(1) 現況資料まとめ (2) 合併基本事項協議 (3) 新町建設計画作成 (4) 行政区別懇談会 (5) 新町建設計画書知事へ提出				両村議会で 合併決議	知事へ合併申請 県議会で決議	自治大臣告示	合併目標 (新町誕生)			



請求作業はじまる

放棄請求権で対政府へ

沖縄の祖国復帰の際、日、米両国間において締結された返還協定で、国は対米請求権を放棄しております。そこで復帰前の米合衆国の沖縄統治期間中に、米軍による土地接収、米軍人、軍属等の不法行為その他米軍基地の存在によって県民が蒙った損害に関する対米請求権で未解決のままになっているものについては、政府にその補償を請求するもので、県と市町村が構成メンバーとなって「沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会」を発足、補償推進を図るために、請求権の範囲や調査請求要領等について検討を続けてきました。

その結果、放棄請求権の補償責任については「当然、政府が補償すべき」ということを確認するとともに、請求権の範囲について、次の十三項目を決定しました。

- ① 残地補償請求
- ② 離作補償請求
- ③ 水利補償請求
- ④ 入合補償請求

- ⑤ 土地復元補償請求
- ⑥ 土地賃貸料補償請求
- ⑦ 境界設定費補償請求
- ⑧ 管理費補償請求
- ⑨ 近傍財産補償請求
- ⑩ 地上物件補償請求
- ⑪ 漁業補償請求
- ⑫ 復帰前の米軍賠償委員会による却下等事案補償請求
- ⑬ 米国土土地損害賠償請求審査委員会による却下等事案補償請求

米軍の土地接収に原因して従前の農業経営面積が相当程度接収されたため、農業継続が不能または制限されることにより蒙った損失の補償請求調査請求、調査権者は、客観的に判断して、農地の接収が耕作者をして、離農または、農業制限を余儀なくされる場合を請求対象とする。請求権者は、接収的において当該農地を経営していた耕作者（所有者または小作人）とする。

注 離作補償関係は、当村の大部分が該当すると思われ、また、その特にご留意下さい。

③④⑤は、説明を省略します
⑥ 土地賃貸料補償請求
一九五〇年七月一日から一九七二年五月十四日までの間に米軍が使用した土地のうち、高等弁務官布令第二〇号及びその地のアメリカ合衆国が発布した布令、布告等に基づく土地賃貸料の補償がなかったもので、比謝橋からロータリー間の中に一部該当するものがあります。

⑦ 境界設定費補償請求
米軍の使用により、形質変更されて境界が不明になった土地で、復帰までに返還されたものについて、その境界設定に必取な経費の補償請求。請求権者は、返還土地のうちすでに境界設定をした土地については、境界設定時の土地所有者。

⑧ 管理費補償請求
返還されて境界が不明のままになっている土地については現在の所有者。

⑨ 管理費補償請求
復帰までに返還された米軍使用地のうち、境界不明のため該土地の利用が出来ずまたは形質変更箇所について現状回復工事をしなければ当該土地の利用が出来ない場合において、土地調査等による境界の確認または現状回復工事等の措置によって当該土地の利用ができるまでの間の損失の補償請求。

⑩ 項と⑧項は、水兼、兼欠の解放土地が該当します。
以上述べました八項目が第一次請求分として六月三十日まで調査を終え政府に提出するものです。残りの項目については引き続き調査がなされるものと思えます。

尚、詳細については、村役場税務課土地係へお問い合わせ下さい。

国民健康保険

一人はみんなのために

う画期的な制度です。但し、この場合は、療養に係った全額は、病院側へ支払って、あとで世帯主または、被保険者の請求に基づき支給するものです。

一、助産費と葬祭費の支給額が増額されました。

助産費は、国民健康保険の被保険者が出産した場合今までは、一万円でしたが四月一日から二万円になりました。また、助産費を受ける方は、妊娠八五日以上で流産、死産等にも該当します。

二、高額療養費制度が実施されます。

高額療養費制度は、十月一日から実施されます。これは、被保険者が、同じ病気で同一病院において一か月に三万円以上入院の診療をして、自分が支払う金額は三万円ですむ。とい

三、医療費が二月一日から改定されました。

医療費は、二年毎に改定されますが、この度の改定により、平均一七、五%が増額になります。沖繩では、地域的な事情で三〇%以上の増額が予想されます。

四、国民健康保険税が改正されます。

先に説明しましたように今回の医療費の改定により保険者側（市町村のこと）が、病院に支払う診療費は嘉手納の場合、去年一か年で七千万円で月平均五五〇万円でした。それが三〇パーセント以上になるのでこのまゝでは財政的に赤字になります。

五、国民健康保険の資格の受付について

被保険者の方で、住所変更、出生、死亡、転入転出やまた会社で健康保険に加入した方々など、自分や家族に異動が生じた場合は印鑑、国保手帳、会社の保険手帳等を持参してお早く役場住民課で手続きをして下さい。

TEL 二〇〇一・二六二八
二〇二二・二〇七九

みんなは一人のために

排水設備資金貸付金額の改正について

昨年からの新しい制度を設けて在来の便所を水洗便所に改造して、下水道に接続する方々に対して、貸付最高額を十万円として貸付けをしてまいりましたが、最近の諸物価の値上りの状況から十万円の貸付額では少なすぎる感があり今年度から貸付最高額を十五万円に上げるように条例が改正されました。

この貸付制度は、下水道を早急に普及し、河川や地下水の汚染を防止し、快適な生活環境をつくっていくという考えから設けられたものです。したがって資金を利用する者に対し、無利子で貸付けます。

返済については無理のない方法で返済していただくことと返済期限も貸付けた翌月から二十四か月で返済してもらうようにしております。

村内を見ました場合に、以前につくられておりました地下への浸透式はもうめづまりをおこし、あちこちで便所やふろ場に汚水が逆流して生活に困るので早急に善処方を依頼してこれらの方もおられます。

資金貸付けについてのご相談は、村役場建設課または左記の排水設備工事指定店でお気軽にご相談下さい。

これまでも何度かお知らせしましたように便所等を改造して下水道に接続する場合は、工事指定店以外の者が工事をするのは法律で禁じられておりますので十分に気をつけて必ず指定店にご相談下さい。

勝手に接続した者には罰金が課されることがあります。

指定店名	代表者名	電話
中央電気水道工事社	新垣 起 昭	二三二二三
嘉手納電気水道工事社	仲 本 政 一郎	二二七五
兼村電気水道工事社	兼 村 憲 六	二一七七
信陽電気水道工事社	比 嘉 秀 昭	二二八六
儀 間 電 建	儀 間 一 弘	二四三三

地域社会に

貢献する

民生委員と

婦人少年補導員

本村の民生委員は、七名の定員でありましたがこのほど定員増により新たに八名の委員が厚生大臣から委嘱され十五名になりました。

民生委員は、担当区域内の生活状態をつまびらかにし、保護を要する者の転落防止をはかり社会福祉事業の業務に協力するとともに児童委員も兼ね、児童福祉を推進することを主な任務としており、地域の社会福祉に貢献しております。

どうぞお気軽にご相談下さい

婦人少年補導員の任務は、村内の少年の非行防止、少年をめぐる有害環境の浄化、少年の福祉を害する犯罪の発見、非行少年の発見、通報、その他に村長から依頼された継続補導を主たる任務として活動しており青少年の非行防止に一層の効果をあげるものと思います。

民生委員（児童委員）名簿

[illegible]

各区少前輔導員名簿

西 区	南 区	北 区	中 区	上 区	東 区	担 当 区
亀 島	島 袋	前 里	金 城	東	当 山	氏
ト モ 子	シ ズ 子	ヨ シ 子	千 枝	光 子	ト ミ 子	名
四 五	三 五	五 一	四 五	三 五	三 九	年 令
二 〇 八 〇	三 八 〇 一	二 七 六 一	四 七 四 一		四 五 六 五	電 話

ごみ処理場の
変更についてお知らせ

指定の従来のごみ処理場は処理能力がなくなり、左記のとおり変更いたしましたのでお知らせするとともに村民皆様のご協力をお願いいたします。

記

※従来のごみ処理場は、昭和四十九年三月三十日をもって閉鎖しました。

※新しいごみ処理場は、読谷村のごみ処理場（ニール探取場跡）で左記見取図のとおり昭和四十九年四月一日より読

谷村と共同
使用になり
ました。

◎一般家庭
でまだ自

ごみ搬入許可証第 号

交付年月日 昭和 年 月 日

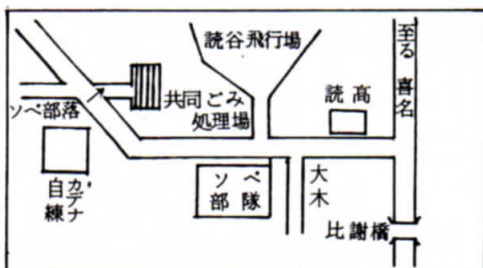
住所 嘉手納村字屋良 番地

水
釜

氏名

車両登録番号

嘉手納村議長 古謝 得善





村の消防本部にこのほど真新しい救急車(写真)が配置されました。

これは半額の国庫補助で総額が二三九万円もする大型のものです。車種はトヨタハイエースRH一八V型二千CCで無線機、人口呼吸器(携たい用)、酸素吸入器、ベツト二台等が装備されていて以前のものに比べてひとまわりも大型でこれからの救急業務に大いに効果をもたらすものと思われます。

新型救急車配置

救急年報(昭和48年1月~12月)

嘉手納村消防本部

区 分	合 計	救 急 事 故 種 別											不 搬 送	備 考
		火 災	風 水 害	水 難	交 通	労働災害	運動競技	一般負傷	犯罪	自損行為	急 病	その他		
出場件数	154				36		1	21			63	13		
救急件数	149				33		1	21			81	13		
搬送人員	155				39		1	21			81	13		

